

町田市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例

町田市議会の議決すべき事件に関する条例（平成23年12月町田市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 次に掲げる事件については、議会の議決を経なければならない。

（1）基本構想（市が総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想をいう。）

の策定、変更又は廃止をすること。

（2）基本計画（前号の基本構想に基づき市政全般に係る施策の基本的な方向を総合

的かつ体系的に定める計画をいう。）の策定、変更又は廃止をすること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市議会の議決すべき事件に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(議会の議決すべき事件)</p> <p>第2条 <u>次に掲げる事件については、議会の議決を経なければならない。</u></p> <p>(1) <u>基本構想(市が総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想をいう。)の策定、変更又は廃止をすること。</u></p> <p>(2) <u>基本計画(前号の基本構想に基づき市政全般に係る施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。)の策定、変更又は廃止をすること。</u></p>	<p>(議会の議決すべき事件)</p> <p>第2条 <u>議会の議決すべき事件は、市が総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止とする。</u></p>

(提案理由説明)

本案は、市が総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想に基づく基本計画について、議会の議決すべき事件とすることを定めるため、改正するものである。